

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員及び使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面上に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード券面上に印字された使用者本人以外使用できないものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p>	<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員及び使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を<u>券面</u>に印字<u>または登録</u>した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード<u>券面</u>に印字<u>または登録</u>された使用者本人以外使用できないものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。</p>
<p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に会員の届出の住所へご利用代金明細書または請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>	<p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に、<u>当社の定める方法により</u>、<u>会員へご利用代金明細書または請求明細書にかかる情報を連携し</u>、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p>
<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。</p>	<p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4.(9)会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、…</p> <p>4.(10)会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>4.(12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、…</p> <p>5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、及びチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4.(9)会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、…</p> <p>4.(10)会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>4.(12) 会員または使用者に対し本条第<u>9</u>項または第<u>10</u>項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、…</p> <p>【下記「5.」追加、以降項番繰り下げ】</p> <p><u>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p> <p><u>6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、及びチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>10. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシンググリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>	<p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>11. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間<u>カードショッピングおよび海外キャッシュサービス</u>の全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>【下記「12.」追加】</p> <p><u>12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>【下記(5)追加】</p> <p><u>(5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。</u></p>
<p>第17条（会員保障制度） 3.</p>	<p>第17条（会員保障制度） 3.</p> <p>【下記(7)追加、以降項番繰り下げ】</p> <p><u>(7)会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第17条（会員保障制度） 5. ～7.</p> <p>5. 会員は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。</p> <p>6. 会員は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、…</p> <p>7. 会員は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p>	<p>第17条（会員保障制度） 5. ～7.</p> <p>5. <u>会員および使用者</u>は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。</p> <p>6. <u>会員および使用者</u>は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して<u>会員</u>が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、<u>会員および使用者</u>は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、…</p> <p>7. <u>会員および使用者</u>は、前条第2項に従って当社に対して通知しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することを予め承諾するものとします。</p>
<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。</p>	<p>第18条（カードの再発行）</p> <p>カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の<u>方法</u>で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。</p>
<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。</p>	<p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード<u>券面</u>に印字され、<u>あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることもできます。</p>	<p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当社に届け出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の<u>方法</u>により届け出るものとします。</p> <p>【下記「6.」追加】</p> <p><u>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。</u></p>
<p>カードショッピング条項</p> <p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p> <p>～。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。</p>	<p>カードショッピング条項</p> <p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p> <p>～。但し、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、…</p> <p>3. 会員及び使用者は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。</p>	<p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の<u>会員または</u>使用者に対する債権について、…</p> <p>3. 会員及び使用者は、カード利用に係る<u>当社</u>債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容及びそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。</p>
<p><ご相談窓口></p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。 株式会社北陸カード<北陸財務局長（14）第00014号> 〒930-0002 富山市新富町1丁目2番1号 北陸銀行富山駅前ビル 電話番号 076-442-9123</p> <p>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</p>	<p><ご相談窓口></p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、下記までお願いします。 株式会社北陸カード<北陸財務局長（14）第00014号> 〒930-0002 富山市新富町1丁目2番1号 北陸銀行富山駅前ビル 電話番号 076-442-9123</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>キャッシュサービス条項 <ご相談窓口> 5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記の VJ 紛失・盗難受付デスクまでお願いします。 <VJ 紛失・盗難受付デスク> フリーダイヤル 0120-919456 ※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p>	<p>キャッシュサービス条項 <ご相談窓口> 5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記の VJ 紛失・盗難受付デスクまでお願いします。 <VJ 紛失・盗難受付デスク> フリーダイヤル 0120-919456 上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。 東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530 <u>※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p>
(2023年6月改定)	(2024年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 利用者またはその予定者及び会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「利用者等」という）は、本規約（入会申込み及び利用者の届出を含む。…</p> <p>①申込み時または入会後に会員または利用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債及び収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報及び当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報…</p> <p>2. 利用者は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 利用者または<u>利用者の</u>予定者及び会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「利用者等」という）は、本規約（入会申込み及び利用者の届出を含む。…</p> <p>①申込み時または入会後に会員または利用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、<u>国籍</u>、<u>在留資格</u>、<u>在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、<u>当社届出電話番号</u>の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報…</p> <p>2. 利用者等は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p>
<p>第5条（会員契約が不成立の場合）</p> <p>会員契約が不成立の場合であっても、利用者等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的及び第2条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>	<p>第5条（会員契約が不成立の場合）</p> <p>会員契約が不成立の場合であっても、利用者等が入会申込をした事実は、第1条第1項に定める目的及び第2条に基づき、当該契約の<u>不成立</u>の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>ほくほくフィナンシャルグループにおける個人データの共同利用に関する同意</p> <p>① 属性に関する情報</p> <p>住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、勤務先、役職、電話番号、家族構成、住居情報、電子メールアドレス等のご連絡先等の会員等に関する情報等</p>	<p>ほくほくフィナンシャルグループにおける個人データの共同利用に関する同意</p> <p>① 属性に関する情報</p> <p>住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、勤務先、役職、電話番号、家族構成、住居情報、電子メールアドレス等のご連絡先、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>等の会員等に関する情報等</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））及び使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当する場合、（２）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（１）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私及び使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む。以下同じ。））及び使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当する場合、（２）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（１）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私及び使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p>
<p>（２０２３年４月改定）</p>	<p>（<u>２０２４年４月</u>改定）</p>